

2017年4月1日

## （学）法政大学 行動計画

教職員の仕事と子育てとの両立を支援するため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 自 2017年4月1日 至 2021年3月31日（4年間）

2. 内容

（1）育児休業の取得促進および職場復帰しやすい環境の整備。

＜対策＞

男性の育児休職取得のため、制度の内容を学内広報や研修等を通じて周知・啓発する。

（2）子どもを育てる労働者が利用できる制度の周知および利用状況の調査。

＜対策＞

制度の内容を学内広報や研修等を通じて周知・啓発し、教職員が利用しやすい職場環境の整備を推進する。

（3）所定外労働時間の削減のための措置。

＜対策＞

- a. 職場ごとに設定しているノー残業デーの遂行。
- b. 各部局の時間外取得状況について情報提供を行うとともに、業務の見直しを推進し仕事の効率化を図る。

（4）休暇取得促進に向けた休暇制度の周知。

＜対策＞

2017年度より、子の看護休暇について時間単位での取得が可能になるよう制度変更を行ったことを受け、取得促進に向け、学内広報や研修等を通じて周知・啓発を行う。

以上